

北村慈郎牧師の処分撤回を求め、 ひらかれた合同教会をつくる会 通信 (「北村慈郎牧師を支援する会」 通信から改称) No.17

発行：北村慈郎牧師の処分撤回を求め、ひらかれた合同教会をつくる会（「北村慈郎牧師を支援する会」から改称）
連絡先：〒242-0022 神奈川県 大和市柳橋 3-3-22 久保方 Tel 090-2669-4219
郵便振替：00270-4-116840 「北村慈郎牧師を支援する会」
ホームページ：http://www.k-saiban.com メール：h2kubo@jcom.home.ne.jp

宣言5項目のめざすもの

～特に③を踏まえて～

関田寛雄代表

大切な機会を与えられまして、考えていることをお話しさせて頂きたいと思えます。今お話がございましたように、「宣言5項目のめざすもの」。これは裁判が終わりました後、今後どうするか。教団の問題として考えたことが5つの項目なのですね。

まずは、①北村慈郎牧師の免職処分の即時撤回と教団教師としての復権を求めます。②聖餐についての論議の場が設定されることを求めます。③「戦責告白」の教団史における意義を踏まえ、歴史に向かい合う教団となることを求めます。④沖縄教区に対する謝罪と関係回復への具体的作業を求めます。⑤一方的な「公同教会」の主張を再考して「合同教会」の形成を求めます。

私は教団について切実な思いをもつ者でございます。私は何度も申し上げますけれども、「戦責告白」を行って、第二次大戦下における教会としての罪を悔い改め、「戦責告白」を通して赦されて生きる教会になったということ。このことの故に私は本当に日本基督教団を愛しています。歴史的な罪赦された教会、歴史に刻まれた罪の告白と同時に赦された教会とは、恵

みにあふれた教会ではないかと思うのであります。ですから、5項目は、教団批判ではなく、教団に対するラブコールだと私は思っております。その意味で5項目についてお話ししたいと思います。

まず問題の根本には、前教団議長の山北牧師が1967年の戦責告白以後の40年は「荒野の40年」だったと総括されていらっしゃるよ。それをずっと拝見しましてつくづく思うことは、現教団執行部に欠落している最も大事なポイントは、「教会と国家」の問題なのですね。日本の教会は宿命的な課題を負っていると思います。それは、天皇制の問題なんです。つまり、日本の近代化が始まりました明治の初期



に、岩倉具視とか大久保利通とかが、どのような日本を作っていくかということで、欧米を3年かけて視察したのでしょう。これはもうクリスチャンにとっては常識的なことなのでございますけれども、その結果ですね、欧米諸国には国民統合の原理としてキリスト教がある。しかし日本にはそれがない。そこで神道と天皇制を国民統合の原理としていくことが、明治の閣僚たちの決断でした。そこから日本の近代化が始まって、明治憲法、教育勅語が制定され、日清・日露戦争の二つの戦争に勝利したことで、日本は傲慢な意識を生み出してきたわけです。そのようにして昭和に入ってまいりまして、急速に軍国主義が進んでいきました。日本の近代化は「富国強兵」で一貫してきたわけです。その最後の結論というか、それが太平洋戦争であったわけです。そういう中で、結局は天皇制の絶対化が国民統合のプロセスが行われてきたのです。これはキリスト教の福音の立場から申しますならば、大変な問題なわけです。ご存じのように明治憲法の冒頭には、「天皇は神聖にして侵すべからず」(第一章第3条)とされているわけですね。そうすると聖書のモーセの十戒の第一戒とどう関わるのか。キリスト教会の大事な宣教のメッセージの根底に天皇制と矛盾するものがあるわけです。それを日本の教会は何とか曖昧に過ごしてきたわけですね。内村鑑三の御真影の不拝礼の問題がありますけれども、大方の日本の教会は徳川幕府の激しいキリスト教の弾圧の雰囲気はまだ残っている日本社会の中であって、何とかしてマイノリティーであるキリスト教を日本の市民における一つの宗教として認定してもらいたい。そういう思いが明治以降の日本のキリスト教にはあったと思うのです。そのために政府の様々な動きに対して、すり寄ってすり寄って、キリスト教会の自己保存のために、政府の政策に妥協を重ねてきたというのが、日本の戦前のキリスト教会の姿勢ではなかったかと思うのです。ですから1939年に宗教団体法ができましたね。その時の論議の中で荒木貞夫という陸軍大将が文部大臣だったの

ですが、「本邦における宗教において神社参拝を否定するものは認めるわけにはいかない」と議場で発言しているわけです。したがって、宗教団体法というのは、要するに戦争体制に諸宗教を組み替えるためのものであり、そこには神社参拝が前提とされているわけです。その時にメソジスト教会の当時の監督がこんなことを言っています。「本邦の法において宗教の中に神道や仏教だけでなくキリスト教が含まれていることは、これは大いに慶賀すべきである」と。宗教団体法がどのような法律であるかを抜きにして、とにかくキリスト教という言葉が日本の法律に入ったということが喜ぶべきことだ。そういう姿勢であったのです。

第二次大戦中の戦争協力については詳しくは申しません。日本基督教団が戦闘機を献納したとか、婦人会が千人針を作っていたとか、日曜学校の子供たちが兵への慰問袋を作る作業をしたとか、沢山のことがあるわけですね。いずれにしても、日本の教会は国家に対してどういう姿勢をとるのが曖昧なままでした。ですから、今の教団執行部もそうですけれども、日本基督教団としては一番大事な教会的神学が必要で、特に教会と国家について真正面から取り組んで、このことをしっかりとおさえることができるならば、教会の自立、宣教の本質論が必ず深まってくると思うのであります。

一体国家とはどういうものか、聖書を通して考えてみましたときに、要するにサムエルが民衆の要請によって王政国家をもとめられたわけですね。その時にサムエルはヤハウエに問うわけです。ヤハウエは平等の原理ですから、そこにおいて特定の家に権力が集中するというような王政国家というものはヤハウエに反するわけです。けれども民衆は言うわけです。パレスチナに入ってきた、その時に周辺諸国はみな王政国家を持っていて、イスラエルはいじめられたわけですね。その中であって何とか対抗したいということで、「我々も王のある国をほしい」とサムエルに要求しました。サムエルはヤハウエに聞きました。その時にヤハウエの神はサム

エルに「今は民衆の声に聞け」と答え、そしてやがて王政というものがどんなに非人間的なものであるか、悲惨なことをもたらすかということをも民衆は学ぶべきだと言われたわけですね(サムエル上8章)。「今は民衆の声に聞け」というわけです。そしてサウルを王に立てて最初の国を作ったわけです。しかし、聖書のサムエル記などを読みますと、いかに王が独裁化して民衆を苦しめて、税金をかけ、兵隊を送り込み、そして様々な財産を奪っていくことか、王の権限の暴発ですね。それを訴えています。ですから、ありていに申しますなら、聖書においては、少なくとも旧約聖書におきましては、国家は必要悪なんですね。なくてよければいい方がいい、そういう警告を聖書はしていると思うのです。そういう国家の限界性というか、それを聖書はちゃんと指摘しているわけです。そういう聖書のメッセージに従えば、キリスト教会が国家に対してどうあるべきか明らかなわけです。

カール・バルトはご存じのように「政治的奉仕」と言っていますね。つまり王権の暴発を防ぐために、それをチェックする役割が預言者であるわけです。しかし、王の権力が強まって行って、預言者は悲惨な最期を遂げているわけですね。それでも聖書は王権の暴発を防ぐために預言者の存在を、ずっと訴えているわけです。これはキリスト教の教会の伝道の大切な柱だと思うのです。そういうことを踏まえた上で、バルトは国家に対して批判的に参与する道を訴えているのです。そういう国家とのかかわりの中で批判的な参与において神の栄光を賛美する。そこに神の意志を見ている。神の意志を実行するために国家に対しては批判的に参与していくという姿勢が、聖書的にも神学的にも訴えられているわけですね。そのところを私たちは改めて見ていかなければならないと思います。

そこで山北先生の総括をずっと拝見いたしましても、ここには「教会と国家」という視点が全くない。「荒野の40年」はむしろ負の、マイナスの40年であったというのが、山北先生の理解だと思うのです。しかし、私は山北先

生の総括を全部否定するつもりはありません。ある項目の中に、「戦争責任の教団史における位置づけをすることができなかったのは残念だ」とあります。その点はよく言ってくれたと思っています。それから、「合同の実質化ができなかった」とあります。これもよく言ってくれたと思いますね。「合同のとらえなおしの見直しを実質的にできなかった」とおっしゃっているわけです。同時にご自身が時間的に廃案という形で沖縄教区の議案を打ち切ってしまったわけですから、矛盾しているわけです。それは何故かと言えば、教会と国家の神学が不明確だからです。もし教団が日本に遣わされているキリストの教会として責任的に宣教するなら、どうしても天皇制を奉ずる国家と対決しなければならない。戦後は一応国民統合の象徴だという言い方をもって天皇制は残りました。けれども、ご存じのように自民党の憲法草案の冒頭には、「天皇は元首だ」と書かれています。こういう時に本当に教団としては、そういう問題については敏感に、また厳密に考慮して教団の宣教を考えなければいけない。しかし、現執行部においては甚だ残念ながらこの神学的な志向性が見られない。残念なことだと思うのです。

それから、68年から始まりました教団の「紛争」ですね、特に万博・東神大の問題。私どもは、あの万博・東神大のことを巡ってですね、本当に心が痛みました。問題提起者もつらかったと思います。しかし、大事なことはその痛みを通して学んだことが、教会と国家の問題だったのです。東神大問題についてもね、機動隊導入が行われた直後に私どもは信濃町教会に集まったことがあるのです。自分の教会から東神大に学生を送り込んだ牧師たちが集まって、F先生をお招きして、なぜ東神大は機動隊を導入したんですかと言いましたら、F先生は最初の一言ですよ、「だって、大学ですから」とおっしゃったんですね。文部省に保護され、文部省に支えられている大学、それを守らなければという発想があるんですね。東神大はキリスト教会につながる神学校だという、イエス・キリストの

主権に立つ教会の神学校だというのではなく、「大学だから」とおっしゃるのですね。私もそこにいたのです。そういうところから東京神学大学はああいう事態になりました。その時にF先生は、「東神大に対する一方的な断罪」ということをおっしゃっているんですね。しかし、教会と国家の問題なので、東神大に今一つ忍耐をして欲しかった。激情に走って行きすぎた学生への批判もあったとは言え、機動隊導入に対して少なくとも同僚に対して「キリスト教会の神学校として間違いました」と一言お詫びがほしかった。東神大の悔い改めは教団の悔い改めだと思えるのですよ。教団立神学校なので、教団が悔い改めなければならない。そういう場面だと思います。しかし、その後第16回の教団総会でしたか、「東神大機動隊反対決議」がなされたわけですが、つい最近の教団総会では、ひっくり返っています。東神大との関係の回復とおっしゃっているわけですが、それでは一体あの事件は何だったのか。学生たちが必死の思いで問題提起した。要するに日本の経済が繁栄してきたことを、アジアに世界に披瀝するその一環として万博にキリスト教館をつくらうというわけですね。しかし、戦後の日本の発展というものはどういうものか。敗戦で四つの島を残して、何にもなくなり、本当に謙虚にさせられた、傲慢な傲慢な日本が叩かれたんですよ。そのとき本当に謙虚に国際関係においても絶対に戦いをしない、共に生きることを創っていこうという平和憲法が生まれたわけです。特に9条が生まれたわけです。それを一生懸命守っていこうとしていた。その時に朝鮮戦争が始まり、警察予備隊が生まれ、結局は米ソの緊張の中で、共産主義に対する防波堤として日本を利用するというわけで、安保条約が生まれました。それが現在の戦争法にまでなってきたのでしょ。

言い忘れかもしれませんが、明治の初期にご存じのように福沢諭吉は、啓蒙主義の人で、いいことも言ったけれども、「脱亜論」というのを書いているんですね。それは「アジアの悪友と

縁を切って」、欧米と仲良くしろという議論なんです。「アジアの悪友」という言葉を使っていますよ。そういうところから近代日本におけるアジア蔑視が生まれてきているのです。その辺のことをちゃんと踏まえて、本来謙虚な日本になっていかなければならないのです。特に安倍政権になってから、朝鮮民主主義人民共和国に対する攻撃と言いましょか、蔑視と言いましょか、そういうことは本当に情けないと思うくらいですけども、その結果ご存じのように日本の朝鮮学校にまで差別の影響が及んでいるわけです。もう数年前になりますけれども、町田の教育委員会が、一般の小学校一年生には防犯ベルを配ったんですけども、町田の朝鮮小学校だけには配らないんですよ。私は入学式に行きましたけれども、その時に女性の校長先生が涙に震えながら、「この子たちも人間です。どうなってもいいのでしょうか」と訴えていました。本当に胸が痛みました。その後いろいろと批判があつて、教育委員会は一応朝鮮小学校にも防犯ベルを配りましたけれども、一言のお詫びもないのですよ。これが日本の教育委員会です。

そういうことを考えます時に、キリスト教会がどんなに大きな責任を負っているか。決して私たちはこの教団の歴史を負の歴史とだけ見るのではなく、むしろ「荒野の40年」の中で痛みを経ながら、万博・東神大問題を経ながら学んできたことは「教会と国家」の問題であるし、この問題をしっかりと見すえることによって、本来のキリストの教会として希望のある教会になれると思うのです。私はその意味で、たとえ組織として小さくなくても、本質的にイエス・キリストの主権を仰ぎ、日本の国家が少なくとも神の御心に沿うような方向に変わるために、福音そのものが促す人権、平和、福祉、環境問題がよくなるために積極的に関わっていく姿勢が必要ではないかと思えます。そこに日本のキリスト教の希望があるのです。そういうことこそ本当の希望だと思うのです。戦責告白は、はっきり申しまして、欠陥も多く、注文したい点も

いっぱいありますが、それにしても教会が悔い改めの声を上げたというそのことに、私は神の祝福を覚えます。教団成立が摂理であったとは思いません。むしろ教団設立を悔い改めて、戦争協力を悔い改めて戦責告白をしたことが、私は摂理だと思うのです。ですから、戦責告白が出ました後、日本基督教団の戦責告白に触発されて、教団から出て行った諸教派が続々と戦争責任告白を出しましたね。それから仏教においても、曹洞宗においても浄土真宗においても、自分たち仏教徒としての戦争責任を告白しているのです。そういう意味では、戦責告白は普遍的な効果をもたらしたと思います。戦責告白を誇りにしたいと思いませんね。

5項目についての私の見解を申し上げます。

1. 「北村慈郎牧師の免職処分の即時撤回と教団教師としての復権を求めます」。

これはですね、聖餐論がテーマではないんです。北村先生が沖縄問題、万博・東神大問題についても誠意ある問題提起をしたということについて、それを排除したい人がいるわけです。はっきり申しますけれども、北村先生に向かって、「お前なんか、教団におれなくしてやるぞ」と言った常議員がいるわけです。常議員会には先ず北村を排除しようとする動きがあったわけです。その理由づけとして、北村先生を異端者扱いにするためにオープン聖餐が利用されているわけです。ですから、聖餐論がテーマではなくて、北村排除がテーマなんです。この点について、私は「聖餐をめぐる日本基督教団へ



の問いかけ」(新教コイノーニア『戒規か対話か～聖餐をめぐる日本基督教団への問いかけ～』)とありますけれども、要するに教団の勢力争いです。北村先生の免職問題は、聖餐論の問題ではございませんで、人権問題です。今日はめずらしく教憲教規なんか持ってきていますが、(実は僕は教憲教規が苦手なんです。正教師試験に落ちたのは教憲教規でなんです)櫻井重宣先生がこの前おっしゃいました。戒規施行細則に違反しているんですよ。「戒告を受くこと3回以上に及び、なお悔悛の情なきとき」は「停職」にし、「停職の処分を受くこと3回以上に及びなお悔悛の情なきとき」は「免職」にする。免職の前に3回と3回、折衝の場があるわけです。これを全く飛ばして、いきなり免職でしょう。施行細則違反なんです。教師委員会でどういう風に北村先生を評価したのか。何が問題で、一気に免職に行ったのか。その点これは全く聖餐論の問題ではなくて、人権の問題なのです。そのことはちゃんと諸教会に認識してもらわなければいけない。

2. 「聖餐についての論議の場が設定されることを求めます」。

これは信仰職制委員会で長年にわたって議論してきたんですよ。ところが、先の教団総幹事が信仰職制委員会の委員長の際に、何年も続けられてきた聖餐についての申し送り事項を突然打ち切ったんですよ。議論せず、なかったことにするんですよ。なぜ信仰職制委員会が議論を続けられないのか。かつての信仰職制委員会が続けていた議論の場を回復、継続してもらいたい。そのことを願いたいと思います。

3. 「『戦責告白』の教団史における意義を踏まえ、歴史に向かい合う教団となることを求めます」。

正に悔い改めて、主の憐みによって赦されて生きる教会、こんな素晴らしい愛すべき教会はありません。赦されて生きる教会なんです。責任的に生きて行きたいです。

4. 「沖縄教区に対する謝罪と関係回復への具体的作業を求めます」。

あの時間切れ廃案となったときにね、ある常議員が山里先生のところに行って、「お前らいつ出ていくのか」と傷ついている山里先生に言ったというのですよ。そういう常議員がいるのですよ。そういう体質の現執行部の問題を放っておいていいのでしょうか。沖縄教区にまずもって謝罪すべきです。「合同のとらえなおし」は10数年議論してきたのです。時間切れ廃案ではなく、少なくとも継続審議なりに配慮すべきでした。今一番傷つき、痛み、あえいでいる、それは沖縄でしょ。そういうところにまずもって、力と助けと祈りを集中することなくして、何を宣教というのでしょうか。教団の宣教とは、傷んでいるところに連帯することでしょう。イエス・キリストに顔向けできないですよ。痛みを抱えている沖縄に対して、何としても謝罪を経て、沖縄教区と連帯し、分かち合い、本当に沖縄の歴史的な問題を踏まえて、合同のとらえなおしを实らせたいと思います。日本基督教団がカタカナのキリスト教団になったっていいじゃないですか。何か、カタカナのキリスト教団にすると宗教法人の手続きでお金がかかるからという、そんなくだらない議論があるらしいのですが、教団の名前なんてどうでもいいんですよ。大事なことは、本当にイエス・キリストにおける和解なのです。沖縄教区に対する謝罪と関係回復への具体的作業が行われることです。この点では現教団執行部には期待できない。

5. 「一方的な『公同教会』の主張を再考して『合同教会』の形成を求めます」。

「公同教会」は、教団信仰告白の中に、また使徒信条の中に「われは聖なる公同の教会を信じる」とありますけれども、「信じる」という言葉自体が、最初の「三一の神を信じる」ときの「信じる」と違うのですよ。つまり「教会」は相対的なものであり、相対的なものへの信仰なんですね。そもそも「公同教会」というのは、神の賜物として与えられるものであって、言葉としては信仰告白や信条ではみなそうなのですが、信仰の言語は象徴性をもつわけですよ。で

すから、三位一体と言っても、それは象徴的表現なんです。解釈の多様性が前提にされているわけです。教団信仰告白にしても、使徒信条にしても、とりあえずこの表現では、何とか一緒にやっていけるというので、決まったのが信仰告白であり、信条なのです。ですから、どんな信仰の言語であっても、そこには限界があるんですよ。永遠なものの象徴なんだか、象徴そのものは相対的な存在なんです。歴史的に生まれて来た相対的な所産なんですよ。それを、現執行部は究極的なものにしようとするんです。教師試験なんかにおいても、これを信じるか信じないかと突きつけるわけですよ。本来は「尊重しますか」という意味でしょう。「尊重しますか」「はい尊重します」で、いいじゃないですか。これを絶対的に告白するかどうかと問うのは、形式主義というか、言葉通り信じなければいけない。そこには律法主義があるんですよ。信仰の言語はね、象徴性を持つということ。これは神学の大原則であり、決定的なことですよ。聖書の言葉もみなそうでしょう。全部象徴なんですよ。解釈の自由があつて、私はこう信じる。みなさんもそう信じている。表現としてはこれでもって納得できるから、一緒にやりましょう。そこにね、共通の言語としての信条が生まれるし、信仰告白が生まれるわけですよ。従って信仰告白はたくさんあつていいわけです。例の戦後に教団の離脱問題が起こり、そのときに、それ以上出て行つては困るというので、教団にも信仰告白を持ちましょうというのできたのが、現教団信仰告白ですよ。もれていっ



ては困るから、大きなタガをはめる。タガとしての信仰告白ですよ。教団に信仰告白がありますよ、だから出て行かないでください、こういう言い方なんですよね。そういう契機でできた信仰告白は、それでいいのかということです。本当に教会が状況の中で、苦しみ、祈り、一つになって生み出す信仰告白ならいいですけども、そうじゃなくて、これ以上出て行っちゃ困りますから、信仰告白ありますよということのできた信仰告白なのです。私は「共同教会」というのも、これはシンボルだと思います。めざすべき目標なんであって、それをあたかも絶対的に承認すべきであるかのように考えること自体がおかしい。それこそ異端を排除し、異なった者を裁くというようなワンパターン、一色の色合いの教会になってしまいます。それはキリスト教会ではないですよ。多様性は福音の性格ですよ。多様性の中いろんな教会があっいいんです。信仰告白もいろんなものがあっいいんだ、それでもって、本当に御霊の導きでもって、これでいきましょうという一つのもが出てくれば、それでいいのではないのでしょうか。それをですね、言語としてワンパターンの理解にしていこうとするところに、不必要な躓きを残す圧力があるわけですね。最近教団は、伝道、伝道ということを行っていますね。それに反対ではありませんよ、結構ですよ。だけど宣教とはミッションの訳ですよ。これは本当に広い教会全体の働きですよ。それが宣教ですよ。伝道というのは、その中の限られた場面です。そういう形でもって、伝道が考えられている。けれども、福音とは何であるのかを考えると、要するに「伝える」というのは一方通行ではないか。私は、伝道即牧会と付け加えてもらいたいと思うのですよ。伝道というのは、一方から他方に向かって福音が伝えられることではなくて、むしろ「聞く」ということ、当事者に聞くということ、一人の傷んでいる魂に耳傾けて、精魂込めて聞くということ、その上ではじめてそれでは聖書はこうなんですよと言えるのです。当事者に聞くということが大切

です。伝道、伝道という一方通行では福音にならない。むしろじっくり聞いて、その人の痛みを聞いて、その人の痛みを分かち合いながら、イエスさまはこうおっしゃっている、パウロにはこういう言葉があります、というように、その人の痛みに応じていくという形での御言葉の伝達ですね、そこに福音が生まれるわけですよ。福音という固定したものがあって、それを一方通行の形で伝えるのではなくて、それぞれの人から聞いて、その人その人への福音があるわけですよ。その人その人に多様な福音がある。それを聞いて、精一杯牧者としては御言葉を語っていくときに、それが福音になるわけなんですよね。ですから、そういう点では、私は一人を大事にしていきたいと思うのです。一人、一人についての関わりを大事にしたい。だから伝道と牧会です。伝道だけではないのです。牧会を付け加えてもらいたい。今日一人の人間に深く接していくときに、社会的な問題がその一人の人間にのしかかっているのですよ。ですから、一人に深く関わるならば、必ず社会問題に行かざるを得ない。牧会の現場において、一人に巡り合うことは、その背後に今日の社会状況があるわけなんです。ですから、政治問題を切り離して、信仰も伝道もあり得ないのです。一人の人間の牧会にアプローチするときに、どうしてもその苦しんでいる状況、社会状況を把握せざるを得ないわけです。ですから、社会問題を切り離して、伝道は考えられないのです。

一応5項目について申し上げました。最初に申し上げたように、この5項目は教団に対するラブコールです。これをしっかり担って、負の歴史を正の歴史に、プラスの歴史に変えていきたいと思うのです。それこそが、本質的に希望ある教会ではないかと思うのです。

お祈りします。

『戒規か対話か…』への応答



◆本のひろば (2016.5) 書評 森野善右衛門 (関東教区巡回教師)

山口雅弘編著『聖餐の豊かさを求めて』、また『聖餐 イエスのいのちを生きる 57人の発言』の出版から8年、「北村慈郎牧師<免職>裁判」の上告棄却を経て再び、日本基督教団(以下、教団)への問いかけとして、本書が刊行された。

北村慈郎牧師(前教団紅葉坂教会)は、洗礼を受けていない者への配餐を行ったために、2010年、教団から戒規処分を受けて牧師職を免じられた。この処分を不当として、様々な立場の(クローズド聖餐の立場を採る者も含む)40名の信徒・牧師が、事件の問題性を多様な視点から考察し、教団が真に「開かれた合同教会」となることを訴えて本書を世に問うた。

内容は3部に分かれ、第1部「問題の所在」では、北村牧師自身の論考「私の<戒規免職>問題とは何か?」、また「対話の糸口を求めて」と題する関田寛雄・渡辺英俊・岩井健作・禿準一・北村慈郎の5氏による座談会が来る。その中で関田氏(北村支援会代表)の発言が啓発的だ。同氏は、免職問題の背後に「教団内の権力闘争」があると指摘し、「今の教団のあり方はそういう建設的な内部批判を否定して、全く上意下達という、あえて言えばカルト宗教に似たような構造を持ち始めている」と批判する。また山北宣久牧師(前教団議長)が教団戦責告白以降の歴史を「荒野の40年」と総括したことを批判し、「決して『不毛の40年』ではなく、実に生産的な貴重な経験の40年であった。正に戦責告白から始まったこの動きをきちっと位置づけることなくして、教団の未来はない」と述べている。これは今後の対話を進めるための出発点を示している。

第2部の「応答」は、1. 聖餐、2. 戒規免職、3. 対話に分かれているが、そこで心に残った発言をいくつか紹介したい。「私の所属する教会の聖餐式は、洗礼を受けた者だけに限られています。(中略)さて、そのあとで、『♪主の食卓を

囲み〜』とマラナタを歌うことがあります。(中略)一緒に食卓を囲んでいるにもかかわらず、そこでパンにも葡萄酒にも与れないということか、さもなければ、各自は席にいながらにして、信徒のみ、見えざる食卓についているのか。いずれにしても、そうでない人とともにこの歌を歌うことに、私は率直に違和感を覚えています。(中略)未信者も礼拝に招き、ともに賛美し、ともにアーメンと祈りを合わせ、献金もささげさせただけで、食事だけはご遠慮いただくのです」(大島有紀子、教団本所緑星教会信徒)。

「現在の教団では、会議でも議論はなされず、質問要望は無視されると言ったように、対話が全然成立していない。(中略)教憲・教規で一人の教師を裁くのであれば、教団は教憲で定める会議制を実のあるものにしていただきたい。そして、立場、考えの異なる人とであっても、対話を大切にしていきたい。対話が欠如していれば、伝道などとてもできないし、時には信徒を躓かせることもある。教団を本当に思うのであれば、対話の復活こそ、そのキーワードではないだろうか」(谷口尚弘、教団紅葉坂教会信徒)。

「北村慈郎牧師免職決定の広報を見たとき私の全身を貫いたものは、『儀文は人を殺し、霊は活かす』とうパウロの言葉であった。(中略)現日本キリスト教団議長と執行部は『儀文の役者』としか思えないように堂々と、また肅々(現日本政府の権力者たちの愛用する言葉)と北村牧師を免職してしまったのだ(中略)。現日本キリスト教団議長と執行部は閉ざされた個人的な対話だけでなく、公然と対話の機会と場を設定し、真摯にこれらの質問に世界的な視野をもって答える努力を早急にしなければならぬと思う」(小野一郎、教団隠退教師)。

2月20日(土)には、本書の出版記念対話

集会が早稲田奉仕園で開かれ、全国から 66 名の信徒・教職が出席して、櫻井重宣、大島有紀子、瀬戸英治 3 氏から発題がなされ、それに続いて活発な討論がなされた。「開かれた合同教会」としての明日の教団の形成のために、本書

◆真の合同教会を目指して 最上光宏（所沢みくに教会牧師）

聖餐をめぐる論文集『戒規か対話か』の発刊にあたって、私にも原稿依頼がありました。どうしても期日までにまとまらず断念せざるを得ませんでした。2月の出版を待って直ちに購入して読ませて頂き、多くの共感と示唆を与えられ、寄稿できなかったことに負い目を感じておりました。それだけに今回、「感想」という形で、寄稿された皆さんの論議に加わることが出来たことを喜んでおります。

本書を読み返して、改めて寄稿された一人一人の真摯な問いかけに心を打たれ、励まされました。どの論文も意見も、教団を愛する故にこそ、真実な対話を求めている主張だと心熱くなる思いでした。教団の執行部は、この真摯な問いかけに、真実をもって応え、対話を深める責任があると思いました。本書をきっかけとして、教団内にさらに熱心な対話の輪が広がることを期待するものです。

私自身は未だ、未受洗者にも配餐する「オープン」の立場には至っていませんが、自分の立場が絶対に正しいとは思っていません。

聖書の立場から、また主イエスの意図から察すれば、本来、聖餐はすべての人に開かれているものではないか、と思っています。少なくとも「神の国の祝宴」は、すべての人に開かれたものであるはずです。

しかし、地上の「途上にある教会」は、「この世」との緊張関係の中で、主にある交わりを深め、この世に対峙する必要から、聖餐をキリスト者同志の「秘儀」として守っていかねばならなかった必然性があったことも確かです。その意味でも「洗礼から聖餐へ」という従来の基本線は、簡単には超えられない気がしています。

けれども、ある寄稿者の指摘の通り、ただこれまでの伝統や慣習に固執して、惰性的に現状を維持する考えは、「大いなる怠惰」のそしり

を手がかりとして、さらに全国的に対話の輪が広げられることが期待される。聖餐論を含めて教会の生命と使命をめぐる議論は今も継続中である。

を免れえません。また、不明確な「教憲・教規」の文言を絶対化して、裁き合うことも不毛なことです。

北村慈郎牧師が身を賭して問いかけた問いは、宣教の現場の中から、苦闘しつつ、長年の教会内の論議を経て、決断された結論です。それは、地方の多様化する宣教の現場においても、共通する課題でもあるはず。教団はそのような、現場の声に謙虚に耳を傾けるべきでした。最近の教団の傾向について、「地方の現場の声に耳を傾けず、中央集権的な統制主義に傾いている」という批判が多く寄せられていますが、これは福音主義の合同教会にとって、致命的なことではないでしょうか。

いずれにしても、2007年7月の常議員会で、北村常議員に聖餐について自由に発題させておいて、次の常議員会で一方的に「教師退任勧告」をし、多くの反対意見を無視して強引な手段で「戒規免職処分」(2010年)に付したことは、大きな過りでした。

この信じられないような一連の出来事は、神によって立てられた一教師とその牧する教会を否定することであり、教団の会議制を破壊し、合同教会としての一致を踏みにじったことでした。

教団執行部のこの処置は、まさに「異端審問」や「魔女狩り」を連想させるものでした。礼拝を共にし、聖餐を希望する未受洗者に配餐することが、はたして「異端」でしょうか？ 聖餐の恵みに共にあずかってほしいと願うのは、主の聖餐を大切に思う伝道者の共通の思いではないでしょうか。私は聖餐式のたびに、未受洗者のために心を痛めて祈ります。「主が招いておられるこの食卓に、すべての人が、共に与れる日が一日も早く来ますように」と。この祈りには、もちろん未受洗者が洗礼へと導かれること

を含みますが、同時に「教団がいつの日か一つとなって、救いを求めるすべての人への陪餐を認めるようになりますように」という思いが込められています。それは「み国を来たせたまえ」という祈りに通じるものです。神の国の食卓には、すべての人が招かれるからです。

聖餐をめぐる多様な立場の違いは、神の国へと向かう途上にある教会として、やむを得ないことだと思います。だからこそ私たちは、それぞれの自分の立場を絶対化せず、謙虚に主の御心を問いつつ対話を深め、み国(神の支配)を待ち望むのです。

ことに教団は、30余派の教派が「御霊のた

もう一致によって、おのおのその歴史的特質を尊重しつつ」(教憲)合同した教会です。それぞれの多様性を「豊かさ」として受け入れつつ、キリストにある一致を信じ、「御霊による一致」を祈り求めていきたいものです。

そのためにも教団は、北村牧師の免職処分を撤回(もしくは凍結)して、速急に聖餐をめぐる幅広い研究と、自由な対話の場を設ける必要があります。開かれた自由な対話による信頼の回復なしに、教団の未来はありません。教団が、キリストにある合同教会として、さらに力強く、この時代に対する宣教の使命と責任を果たしていくことを願ってやみません。

◆まだまだ終わってはいない 柴田もゆる(函館千歳教会牧師)

『戒規か対話か～聖餐をめぐる日本基督教団への問いかけ』を読ませていただいた。北村慈郎教師に対して「免職」という戒規が適用されたことをめぐって、座談会も含めて総勢40名の方々が紡いだ言葉である。事実の報告、分析、戒規適用に対する抗議、危惧、提言、聖餐のあり方に関する論文など、内容は多岐にわたっている。しかし、いずれもが戒規の適用に心を痛み、日本基督教団が強権的方法で「秩序」を維持しようとするところから脱却して、忍耐強い対話を通じて相互理解を形成していくことを願う点では一致していると感じた。特に発端となった聖餐のあり方については、そのほかの神学的課題と共に、たとえ気の遠くなるような時間を要するとしても、十分な研究と対話を重ねて結論を得る道を選び取るべきだと筆者も感じている。合同教会としての「日本基督教団の神学」というのは、そのようなプロセス抜きに形成することはできないのではないかと。決して簡単に強権発動できるほど自明のことではないのだ。

筆者は約8年間、教区議長として教団常議員会に陪席した。初めて出席した常議員会が北村教師が発題された第35/20総会期第2回常議員会(2007年7月)だった。したがって、戒規適用にいたる過程をほぼ最初から肌

で感じながら過ごしてきた。そこで感じたのは、北村教師への戒規適用は、聖餐理解が引き金になってはいるが、神学的見解の相違という要素以上に別の力が働いた出来事だということ、さらに日頃「教憲教規を重んずる」と公言して憚らない人々の法を歪める所業が露わになったということであった。以下、書籍の感想からは遠くなるが、事柄そのものへの筆者の思いを記す。本書への執筆依頼をいただいたが、転任直前だったためお断りした経緯があるからだ。

第35/20総会期第2回常議員会で北村教師が発題する際、司会者から「これは自由な協議の場であって、ここでの発言は記録しない」と再三にわたって告知がなされた。しかし、発題終了後の2日目の議事で、一常議員から「いくら自由な協議でも、公の場で発言されたことには責任が伴う」と発言があり、第3回常議員会(2007年10月)には、「北村慈郎教師に対し教師退任勧告を行う件」が議題となった。これは明らかに信義則に反する。また、勧告を取り下げまたは再考することを求める複数の教区からの要請があったにもかかわらず無視し、たった1回の会議で強行可決(賛成16名)した。決して十分な審議とは言えないし、強制力のない「勧告」とは言え、教師

の身分に関わることであるから3分の2の採決が必要だったのではないか。その後、第5回常議員会(2008年7月)で「北村慈郎教師に対する戒規申立てを行う件」に発展し、これも1回の審議で強行可決。ここにも同様の問題がある。

「戒規申立て」という事態を受けて、筆者は第36/21回教団総会に議案第44号「教団第35総会期第5回常議員会における『北村慈郎教師に対する戒規申立てを行う件』の決議の無効を確認する件」を提案した。無効とする主な理由は、①戒規施行細則第6条に上告受理人と定められている教団総会議長が戒規申し立てを発議し、審判委員選任の責を負うと定められている常議員会で申し立てを審議するのは公正を欠く、②1980年7月7～8日付信仰職制委員会答申に示された申立人の範囲を逸脱している、③常議員会における戒規申し立ての審議は教規第35条の処理事項の範囲を逸脱している、というものであった。この議案は僅差で可決された。その意味するところは、①～③の法的枠組みを教団総会が承認したということである。したがって少なくとも第36/21総会期の教団はこの線に沿って歩まなければならなかったはずである(教憲第5条)。

それにもかかわらず、この総会決議を無視するがごとき信仰職制委員会答申が出された(2009年7月)。これにより、「戒規申立人について定めた条文はなく、理論上は誰でも申し立てできる」という解釈が強調され、これと連動するかのように直ちに教師委員会は「教師の戒規適用に関する内規」を改定した。そして信徒常議員7名による戒規申立てがなされ、教師委員会はこれを受理した。この一連の動きは教憲第5条に違反する。そればかりか、北村教師を戒規に処すべき標的とし、それが可能になるように総会決議に反して法的解釈をねじ曲げたのである。

こうして教師委員会は2010年1月26日に「免職」を決定。2月、北村教師は上告し、第4回常議員会において審判委員が選任された。審判委員会は9月15日に上告棄却を決

定。教師委員会の段階から北村教師に弁明の機会是与えられず、極めて短期間での決定であったことは不当と言うべきである。おそらく第37/22回教団総会を意識して結論を急いだのであろう。その教団総会では、戒規決定の過程に関わり、その法的根拠に疑義を主張する議案を、議案整理委員会が「教憲・教規に抵触する議案」とし、上程さえさせなかった。これは「教団総会において処理すべき事項」として教規第18条①(7)に規定された「信仰告白、教憲および教規の解釈に関する事項」に該当する議案に対する不当な扱いである。

教師委員会及び審判委員会の決定において根拠法として示されたのは、教規第135,136,138条である。これらは信徒の種別に関する規定であって、直接聖餐のあり方を規定するものではない。仮にその背景に何らかの聖餐理解を読み取ることが可能であるとしても、これをもって戒規適用の根拠とすることには無理がある。審判委員会は審判理由において、上記の教規が教憲第10条と一体関係にあり、教憲を補完する基本条項であるがゆえに、未受洗者への配餐は教憲第1条に違反すると結論づけている。しかし、教憲違反であるというならば、教憲の条文自体にその根拠が求められるべきであり、また、戒規施行細則が教規違反と教憲違反を区別して記述していることからみても誤った判断である。

法は相対的なものであるが、当局者は厳密に守らねばならないはずである。しかし、このように、およそ教憲教規に基づく健全な教団運営とは言い難い恣意的な法解釈が蔓延している。ここに現今の教団の病巣があると思う。

裁判は門前払いのような形で終わったが、事柄はまだ終わったわけではない。むしろ日本基督教団が自分の土俵できちんと考え、判断する機会が訪れたのだと思う。あきらめることなく、共に歩みたい。ところで、北村教師への戒規を可能にした勢力の周辺にも、この事態を憂慮している人々が存在すると聞く。なにゆえ沈黙しておられるのか定かではないが、勇気を持って発言して欲しいと願う。

◆自らを絶対化せず 東島勇人（兵庫松本通教会牧師）

私は1970年に生まれた。つまり、山北宣久前教団総会議長が「荒野の40年」と言った期間に教団の教会で育ち、人と出来事に出会う中でイエスに出会わされてきた。教団で課題とされ、議論されていることに自覚的に向かい合うようになった頃は、それぞれの真理契機に基づいて真摯に自らの在り方を尋ね求め、時に激しく議論している人々の姿に様々なことを学ばされ、自らはどこに立ち、どのように考えるのかといつも問われてきた。また、多様な考えや背景を持つ人や教会が、それでも合同教会として共にあろうとする姿に喜びと希望を与えられてきた。北村慈郎さんと紅葉坂教会の人々が自らの現場で考え、話し合い、選び取ってきたことも、その一つである。それゆえ私にとって、「荒野の40年」という歴史認識や、北村さんと紅葉坂教会の決断を否定し切り捨てようとする出来事は、自らと教団の歴史を否定された思いである。

今回出版された『戒規か対話か』の内容は、副題に「聖餐をめぐる日本基督教団への問いかけ」とあるように、聖餐を巡る課題を契機として教団の在り方そのものへの問い、そして私自身への問いとして受け止めている。「問題の所在」「応答」「北村慈郎牧師免職問題の経緯」の3部から成る本文は、一連の問題の経緯とその背景にある根本的な課題について理解し、自らのこととして考える上で示唆に富むものである。沢山の人が、それぞれの立場や視点から自らを開示しつつ、また広く現場や資料に基づいて記している内容は非常に説得力がある。そして、「免職」などという方法で根本的な問いや議論を封殺しようとするのが、いかに拙速で愚かなことであるかを証している。

信徒・教師が共に聖書に聴き、現実の課題と向き合いながら教会の聖餐の在り方、教会の在り方を問い直す作業を積み重ねてきたという事実こそが、最も重要なことだと思う。そしてそれは、「絶えず改革され続ける教会」たらんとしてきた改革派をはじめプロテスタント教会が大切にしてきた姿勢に他ならないのではない

か。そうであれば、結果としてどのような聖餐の在り方を選び取ったかに関わらず、その教会は「秩序の乱れた教会」などではなく、むしろ「誠実な成熟した教会」だと思う。

そのように言うと、聖餐については「変えてはならないもの」で他のことと話が違うと言われるかもしれない。しかし、果たしてそうだろうか。同書の中にも「絶対化」と「相対化」という言葉が散見されるが、私は神と人の前で自らを、そして教会の在り方を絶対化せず、どこまでも相対化し、批判的に問い続けていくことが大切だと思っている。それは聖餐の在り方についても例外ではないと思う。私は、いわゆるクロードの聖餐式を行っている教会で育ち、現在仕えている教会もその形をとっている。一方、学生時代以降の学びと様々な出会いの中で、いわゆる開かれた聖餐の方に自分自身の信ずるイエスとその指し示すものとの重なり合いや宣教論的な意味を見出すようになった。それゆえに、前任地では既に私が就任する以前から聖餐についての学びや話し合いがなされていたので、それを在任期間の14年間、断続的に継続した。賛成・反対の意見があったので、いわゆるオープンな形に完全に移行するのではなく、話し合いを踏まえて双方がその時点で了解できる式文を整えて執行してきた。それはある意味中途半端なことではあるが、そこに至る学びと話し合いのプロセスで、それぞれが自らの信仰について、教会について、宣教論について深く考え、率直に語り合うことができたことは、教会にとって何よりの恵みだったと実感している。それゆえ、現在の教会でもまずは聖餐について教会の在り方について学び、考える機会を少しずつ設けることから始めており、『戒規か対話か』も用いさせてもらっている。

同書には、さまざまな視点と現場から、イエスの言葉と業に示された神の愛と恵みに基づき、他者に対し世界に対して、自らと教会を開いていく思いが溢れている。そして、そのことを阻もうとする現在の教団における実情と問題点が明確に告発されている。小海 基さんが、

教団が北村さんに行ってきた手法は「フラッピング（ビンタ）手法」だと記されているが、まさにその通りだと思う。けれども北村さんは、あえてそのビンタを受け、ひるまずに自らの信ずるところに立ち、それでも対話を求めて闘っている。私は、そのことを遠巻きに見過ごし結果的に荷担する者になるのではなく、その闘いに連なり、対話を求め続けていきたい。

「対話の糸口を求めて」と題した座談会の最後に参加者一同の思いを北村さんが「議論し合

う者同士の根底に、素朴ではあるが、人間的触れ合いが生まれれば何とかなるのではないかという楽観的な希望」という言葉でまとめておられる。そうなるとは思えない状況の中で北村さん自身がそのように語り、対話を求め続けておられることに私も共感し、希望を見出している。そのことを信じて、どこまでも諦めずにこの教団の中で歩いていきたいとの思いを強くしている。

寄稿

矢印を用いるパラダイム

服部秀三（赤池教会信徒）

私は、最近命をなくしかけ、また助かりました（2016.3.21～24）。

私はその以前から、（新教コイノーニヤ）出版記念対話集会に出席し、刊行物を読み、教団に対する熱意の籠もったお話を聞いて感動し、以前より積極的に運動に関わろうと、そのためには何か書き残しておきたいと、思いました。

北村先生は、教団の中が、2種類の矢印文（神→教会→世界）と（神→世界→教会）を用いた二つの考え方に、きわどい分かれ方をすることを指摘されました。しかし、それらの矢印は、簡単に、それぞれ権威と支配および恵みと和解という、多数の選択肢の中の二つの間の考え方の相違として、処理されてしまう可能性があります。

そこで、北村先生のこの、矢文字を含む表現によって、教会について考えなければならない新しい事態に取り組むための、一つの新しいパラダイムが随伴しているものと考えたいと思うのです。

新約聖書には（エイス・トン・クリストン）だの、（ペンポー）だの（アポストレオー）だの、方向性概念を含む叙述が多く見られます。その中には、われわれの現代の問題に重要な関わりを持つものが見られるのです。また、現代の重要な問題は、多く、方向性概念を含む叙述を必

要とするものがあります。それは、それらが人間関係に関わる問題だからです。戦争まず然りですが、凶悪犯罪も、凶悪な犯罪を自己に容認する人間集団の成立が一つの社会現象、すなわち、人間関係の現象だからです。

われわれが、ここで最も関心を持つのは、共同体の成立という人間関係の問題なのです。共同体と、それに属する個人との関係は二重矢印で表される関係です。そこには、個人は共同体の与える誇りによって、よい所属意識がさらに高められるという内向き矢印（→）と、共同体が個人の献身的な所属行為にとってより高く評価されるという外向き矢印（←）とが同時に存在するのです。この両方が同時に存在し、良い結果を生み出すような場合は、加成的な双方向関係であって、聖書的文献で、このような関係が、神と人、共同体と共同体との間に成り立つことを求めており、これこそ、創造における御心ということができないのではないのでしょうか。

わたしたちが現代の問題を考える際に、最も頭を悩ますのは、共同体の中の個人とその個人が所属する共同体との間の問題であります。そのうち、戦争の問題は明白であります。凶悪犯罪についても、その凶悪犯罪を支持しうるものとしている集団があり、その集団の中での異常度を偏差軸とする異常者の数の分布などから推定される、その中の集団と個人の関係が大き

な問題となるのであります。

私は、教団の問題を考える際に、それが共同体の中の個人と共同体の関係の問題であることを十分意識して考えることが必要であることを、ここに主張したいのであります。そこには、神とその共同体であるキリスト教会の形成が推し進められており、一方、個々の教会とその中の個々の信仰者とはその成立を助けるために確かに招かれており、その招きに応ずること、また、その信仰者の信実そのものであるということが、教えられているからであります。

次に、教会について考える時に争点となりますのは、聖書の読み方についてでございます。聖書はそれ自身読まれたい読まれ方を持っている筈です。しかしわたしたちの歴史知識は十分でなく、そこには多様な歴史理解が現れます。それでも、そこそこわたしたちの理解は、聖書を書いた人の思いと最初にそれを読んだ人の思いに近づいて、聖書を理解することができると思えます。

ここで、聖書の書かれた時の歴史を重視する聖書の読み方について、少し弁護しておきたいと思えます。この聖書の読み方は、決して歴史的事実に到達して、そのことを以て真理に到達したと考えるものではありません。歴史理解に多少の異同のある者の間でも、一致に向けて互いに努力を続けることができます。聖書正典論上の神言性もこの様なものと考えることができ

るのではないでしょうか。

ここまで信徒として出過ぎた議論をしてきたという、恥じらいの思いはあるのですが、前回の9月19日の集会での発言にもありましたように、教職・信徒の区別に関わりなく、開かれた教会を求める時期であると感じて、これを書き続けています。

関わりなく、と言いましても、現在の日本基督教団の信徒全体を見ると、守りの方向が強く見られるのです。その方向が開かれた教会を作ろうとする時に、足手纏いになることは必定です。その守りの方向性(矢印)は、自ら選んだ保守性とは違うからです。多くの人は、この守りの矢印方向の中には、1. 権威に従いたい傾向、2. 文書に従いたい傾向、3. 親しい者と共に、多数者と共に行動したい傾向、4. 儀式を好む傾向、5. 謙譲な信徒と見られることを好む傾向、が混在していることを知るでしょう。

この守りの方向性は、新約聖書の中にも屢々現れるのですが、これを、個人に対する信仰的な訓育と見るのではなく、共同体形成の際の、個人の共同体内の行動分析と考える時、イエスの共同体の持っていた影響力について、より力強く理解できるのです。日本基督教団の信徒の意識改革が、その前述のような困難さにも拘らず、少しずつ、確実に進みますように、願って筆を置きます。(2016.4.10)

裁判記録 10 月中に出版予定

『合同教会の「法」を問う』

～北村慈郎牧師の戒規免職無効確認等請求訴訟裁判記録～

北村慈郎牧師の処分撤回を求め、ひらかれた合同教会をつくる会 [編]

○主な内容

巻頭言 (裁判記録発刊に向けて) 関田 寛雄

第4章 東京高等裁判所へ控訴

第1章 北村慈郎牧師免職問題の経緯

第5章 最高裁判所へ上告

第2章 地位保全仮処分命令の申立て

第6章 総括に代えて 渡辺 英俊

第3章 東京地方裁判所民事部へ提訴 (第一審)

(※ 次ページに目次詳細)

◆目次

- 巻頭言
裁判記録発刊に向けて（関田 寛雄）
- 第1章
北村慈郎牧師免職問題の経緯
- 第2章
地位保全仮処分命令の申立て
 - 2-1. 地位保全仮処分命令の申立て
 - 2-2. 仮処分申請に至る経緯
 - 2-3. 仮処分の申請およびその内容
 - 2-3-1. 地位保全仮処分申立て
 - 2-3-2. 申立ての理由
 - 2-3-3. 上告審判手続における瑕疵
 - 2-3-4. 保全の必要性
 - 2-4. 被告教団側の主張
 - 2-5. 仮処分取り下げ
 - 2-6. 日本キリスト改革派教会
の訓練規定
- 第3章
東京地方裁判所民事部へ提訴（第一審）
 - 3-1. 一審提訴に至る経緯
 - 3-2. 東京地方裁判所に提訴
 - 3-2-1. 訴状及び原告準備書面
(1)
 - 3-2-2. 被告「日本基督教団」
からの答弁書
 - 3-2-3. 双方による求釈明
 - 3-2-4. 審理経過
 - 3-3. 東京地方裁判所一審判決
 - 3-3-1. 判決
 - 3-3-2. 請求及び事案の概要
 - 3-3-3. 争点
 - 3-3-4. 争点に対する判断
 - 3-3-5. 一審判決に対する評価
- 第4章
東京高等裁判所へ控訴
 - 4-1. 東京高裁に控訴（控訴状提出）
 - 4-2. 控訴の理由
 - 4-3. 被控訴人からの準備書面
（控訴人主張への反論）
 - 4-4. 東京高裁第1回控訴審
 - 4-5. 東京高裁判決
 - 4-6. 東京高裁判決に対する評価
- 第5章
最高裁判所へ上告
 - 5-1. 最高裁判所へ上告
 - 5-2. 上告理由
 - 5-3. 上告理由書
 - 5-4. 上告受理申立理由書
 - 5-5. 最高裁判決
 - 5-6. 判決に対する見解
- 第6章
総括に代えて（渡辺 英俊）
- 参考資料
 - 【参考資料-1】
原告側意見書（浅野 直人）
 - 【参考資料-2】
『教団新報』における聖餐論議
（瀬戸 英治）
 - 【参考資料-3】
日本キリスト改革派教会
教会規定第2部 訓練規定（抜粋）
- あとがき（小海 基）

事務局報告

『通信』第16号発行から大分時間が経過しましたが、本年4月16日開催の総会報告と『戒規か対話か…』への応答を中心に『通信』第17号を編集しました。特に総会での関田寛雄支援会世話人代表の講演「5項目のめざすもの」は、広く多くの方々に読んでいただきたいと思えます。

総会の協議の中で出た主な発言の中には、①教団執行部内による権力闘争の迷走、②地方教区に打撃を与える伝道資金の問題性、③伝道資金の行き詰まりは明白で、我々が考えなければならないことは、信徒が教会の責任者や説教を担い、更には教区議長も教団議長も信徒ができるような教団改革ではないか、がありました。(事務局長 久保博夫)

北村慈郎牧師の処分撤回を求め、 ひらかれた合同教会をつくる会 《全国交流集会》のご案内

日時：2016年10月26日(水)
午後9時～11時

場所：東京三協信用金庫ビル 4階
東京セミナー学院大教室
(150名収容)
(東京都豊島区西池袋5-4-6
TEL03-3982-0191)

内容：

- ① 関田寛雄 世話人代表挨拶
北村慈郎 挨拶
- ② 発言「ひらかれた合同教会の形成のために」西中国教区議長：小畑太作
- ③ 裁判総括に代えて「合同教会にとって『法』とは何か～北村訴訟の意義と今後の課題～」訴訟対策委員長：渡辺英俊
- ④ 教団総会の進行状況の報告・質疑応答
- ⑤ 歌をうたって閉会(伴奏三線：平良愛香)

入会と献金(カンパ)のお願い

皆様のご支援により、8月31日現在、正会員553名、賛助会員324名、カンパ献金294件。現在残金2,632,218円になっています。振替用紙を同封していますので、今年度会費をまだの方はお納めいただくと、大変ありがたいです。

郵便振替番号：00270-4-116840 □座名：北村慈郎牧師を支援する会

「ゆうちょ銀行」10250-7043921「北村慈郎牧師を支援する会」の口座に郵貯銀行の通帳から送金しますと、手数料がかかりません。氏名・団体名が表示できます(最大13字まで入りますが、字数が多い方は郵便振替で)。